

若者の採用・育成を支援してほしい

ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

対象者

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【主な認定基準】

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

※この他にも認定基準があります。

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下のメリットがあります。

ハローワークなどで
重点的 PR を実施

日本政策金融公庫に
よる低利融資

労働局主催の就職面接会
などへの優先参加が可能

若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
【主な対象助成金】・キャリアアップ助成金
・トライアル雇用助成金

自社の商品、広告
などに認定マークの
使用が可能



認定企業になるには

認定企業となるためには、福岡労働局へ申請が必要です。

認定基準を満たしていることを確認した後、認定通知書を交付します。

詳しいメリット、認定基準、手続き方法などについては、福岡労働局のホームページをご覧ください。
(福岡県内のユースエール認定企業も、福岡労働局ホームページで確認できます。)

◎ https://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/_121126.html

お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局 職業安定部職業安定課 若年雇用対策係

TEL : 092-434-9802